

お客様各位

あすか社会保険労務士法人
代表社員 菊地 秀明**国の助成金等を使った雇用維持の方法**

お客様におかれましては困難な状況下、従業員の雇用について大きな不安をお抱えの事と存じます。その不安を少しでも取り除ければと思ひ、本書面をお届けする次第です。なお、ご不明な点についてはご一報頂きたく存じます。

記

1. 在職のまま、従業員に失業給付を受けさせる方法

今回の災害により直接被害（建物倒壊、機械の破損、原発から半径 20 km 圏内等）を受け、事業が休止になった場合。

ハローワークに休業証明書（通常の離職票と同じ）の提出により、従業員については、雇用保険から失業給付と同等の給付金を受け取ることができます。

2. 助成金を使って従業員の雇用を維持する方法

今回の災害により間接被害（交通手段の途絶で出勤できない、地震以後にお客様が減った、材料が確保できない等）を受け、従業員を休ませる場合

従業員に休業手当（給与額の 60% 程度）を支払い、支払った休業手当の 9 割（解雇者を出した場合は 8 割）については国から助成金（雇用調整助成金）として事業主に支給されます。

3. ケース別対応表

	直接被災（建物、機械、 第 1 原発から半径 20 k）	間接被害による休業	その他の休業
①休業手当免除	○	△ ※	×
②在籍のまま 基本手当受給	○	×	×
③ 2 の助成金	△ ※	○ ※	×
④休業手当支払	不要	要	要
⑤解雇 含一時	—	—	要検討

※については個別の事情により判断されますので、ご相談下さい

4. 23 日はいわき事務所で 10 時からご相談を承りますので、事前に電話連絡（いわき事務所まで、留守電の場合は案内先にご連絡下さい）の上、事務所においで下さい。

がんばれ日本！！ がんばれうつくしま！！ がんばれ大切な貴方！！

以上